

「長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請書」

秋田労働局より「過重労働解消キャンペーン」への協力要請を受ける



11月1日、秋田労働局 立花労働基準部長が経営者協会を訪れ、「長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請書」を小野専務理事に手渡した。

これは、秋田労働局が昨年に引き続き11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、集中的に周知啓発等に取り組んでいることから、秋経協会員企業に対してもキャンペーンの趣旨を理解し、着実に取り組むよう周知啓発の協力要請を行ったもの。

長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請内容は次の4項目。

- ① 働き方の見直しに向けた長時間労働を前提とした労働慣行からの脱却と、年次有給休暇の取得しやすい雰囲気醸成。
- ② 時間外労働の一層の削減。
- ③ 時間外労働に対する割増賃金の適正支払。
- ④ 下請等中小事業者への適正コスト対応。

特に①働き方の見直し実現についての具体的な取り組み例として、

- ・経営トップによるメッセージの発信
- ・勤務間インターバル制度、フレックスタイム制、テレワーク、年次有給休暇の計画的付与制度、時間単位の年次有給休暇などの導入
- ・ノー残業デーの設定
- ・年次有給休暇の取得による連休の実現(プラスワン休暇)等

としている。

令和6年4月1日より建設業、自動車運転の業務、医師等に時間外労働の上限規制が適用となることから、積極的な取組み推進を期待したい。